



長野県報

3月3日(月)
平成26年
(2014年)
第2552号

目次

告示

保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知（森林づくり推進課）	1
河川区域の変更による廃川敷地等及び関係図面の縦覧（河川課）	1
道路の区域変更及び関係図面の縦覧（2件）（道路管理課）	2
道路の供用開始及び関係図面の縦覧（道路管理課）	3

公告

特定非営利活動法人の設立の認証申請（県民協働・NPO課）	3
農業振興地域の区域変更及び図面の縦覧（農業政策課）	3
都市計画の図書の写しの送付及び縦覧（3件）（都市計画課）	4
平成26年二級建築士試験及び木造建築士試験の実施（建築指導課）	4
一般競争入札（2件）（道路管理課）	5
一般競争入札（2件）（河川課）	7
一般競争入札（2件）（食品・生活衛生課）	9
一般競争入札（建設政策課）	9
一般競争入札（企業局）	10
一般競争入札（3件）（高校教育課）	11



長野県告示第118号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成26年3月3日

長野県知事 阿部 守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
下伊那郡阿南町字富草2388の1、2388の2（国有林）、4428、4429の1、4429の4、4429の5、4429の6・4429の7（以上2筆国有林）、4447の1、4447の2、4486の1、4489の1から4489の3まで、4490の1から4490の4まで、4514の4、8298の1
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び阿南町役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第119号

河川区域の変更により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定により、次のとおり告示します。

関係図面は、この告示の日から1か月間長野県建設部河川課及び長野県長野建設事務所において縦覧に供します。

平成26年3月3日

長野県知事 阿部 守一

- 1 河川の名称
信濃川水系 一級河川 蛭川
- 2 廃川敷地等が生じた年月日
平成26年3月3日
- 3 廃川敷地等の位置
長野市松代町豊栄字宮崎6233番1地先から松代町東寺尾字屋敷3969番1地先まで並びに松代町東寺尾字屋敷3969番3及び3970番

2の一部

4 廃川敷地の種類及び数量

土地 55,589.47平方メートル

5 河川法施行法（昭和39年法律第168号）第18条の規定によりなお効力を有するものとされる旧河川法（明治29年法律第71号）第44条ただし書の規定によりこの廃川敷地等の下付を受けようとする者は、この告示の日から3か月以内に知事に下付の申請をしなければならない。

河川課

長野県上田建設事務所告示第3号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成26年3月17日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県上田建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成26年3月3日

長野県上田建設事務所長 戸谷勝彦

1(1) 道路の種類 一般国道

(2) 路線名 144号

(3) 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
上田市上野字樋之口1347番15地先から 上田市上野字澤跨395番1地先まで	旧	7.5~54.0 m	1.0250 km
同上	新	7.5~54.0	1.0250
		14.0~55.0	1.0300

2(1) 道路の種類 一般国道

(2) 路線名 144号

(3) 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
上田市住吉字前城2256番6地先から 上田市住吉字前城2266番5地先まで	旧	10.0~18.6 m	0.0930 km
同上	新	14.0~20.0	0.0930

3(1) 道路の種類 県道

(2) 路線名 上田塩川線

(3) 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
上田市生田字浜池2718番1地先から 上田市生田字川原2629番7地先まで	旧	14.6~44.0 m	0.1340 km
同上	新	26.0~49.7	0.1340

4(1) 道路の種類 県道

(2) 路線名 立科小諸線

(3) 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
東御市御牧原字四ッ京塚725番1地先から 東御市御牧原字四ッ京塚782番地先まで	旧	9.0~15.0 m	0.2105 km
同上	新	9.6~22.5	0.2125

道路管理課

長野県須坂建設事務所告示第3号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成26年3月17日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県須坂建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成26年3月3日

長野県須坂建設事務所長 塩入信一

1(1) 道路の種類 一般国道

(2) 路線名 406号

(3) 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
須坂市大字仁礼字仙仁山3153番の2地先から 須坂市大字仁礼字仙仁山3153番の2地先まで	旧	7.5~11.8 m	0.1611 km
同上	新	11.8~16.3	0.1611

- 2(1) 道路の種類 県道
- (2) 路線名 五味池高原線
- (3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
須坂市大字豊丘字下前欠原46番地先から 須坂市大字豊丘字下前欠原41番の23地先まで	旧	8.7~10.3 m	0.0647 km
同 上	新	9.7~10.3	0.0647

道路管理課

長野県須坂建設事務所告示第4号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成26年3月17日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県須坂建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成26年3月3日

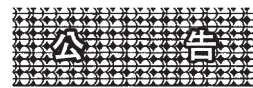
長野県須坂建設事務所長 塩 入 信 一

- 1(1) 路線名 406号
- (2) 供用を開始する区間
須坂市大字仁礼字仙仁山3153番の2地先から
須坂市大字仁礼字仙仁山3153番の2地先まで
- (3) 供用を開始する期日 平成26年3月3日

- 2(1) 路線名 五味池高原線
- (2) 供用を開始する区間
須坂市大字豊丘字下前欠原46番地先から
須坂市大字豊丘字下前欠原41番の23地先まで
- (3) 供用を開始する期日 平成26年3月3日

- 3(1) 路線名 相之島高山線
- (2) 供用を開始する区間
須坂市大字日滝4811番の1地先から
須坂市大字日滝4913番の1地先まで
- (3) 供用を開始する期日 平成26年3月3日

道路管理課



公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成26年3月3日

長野県知事 阿 部 守 一

- 1 申請のあった年月日
平成26年2月21日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人森の民ねばりん
- 3 代表者の氏名
南 木 一 美
- 4 主たる事務所の所在地
下伊那郡根羽村1719番地1
- 5 定款に記載された目的
 - (1) 根羽村内のあらゆる地域資源及び、村内外の人的資源を活用した山村再生と、持続可能な地域づくりに資する。
 - (2) 木の駅に出荷された未利用材を、木質エネルギーとして村内福祉施設に対して安定的かつ持続的に供給するとともに、利用の促進をはかる。
 - (3) 根羽の森林の現状を、科学的・学術的に調査、検証し、将来の望ましい森林の姿を、研究・提案するとともに、個人所有者の山林管理を支援する。
 - (4) 地域資源と森林空間活用を通じた生業づくりと、所得の向上をはかる。

県民協働・NPO課

公告

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第7条第1項の規定により、農業振興地域の区域を次のとおり変更しました。

なお、変更区域に係る図面は、千曲市役所において縦覧に供します。

平成26年3月3日

長野県知事 阿 部 守 一

農業振興地域名	変 更 区 域	変更面積 (ha)	
		増	減
千 曲	千曲市大字鋳物師屋の一部 千曲市大字寂蒔の一部	-	12

農業政策課